

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述書

供述者 村上

一

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル

上次ノ如ク供述致シマス

私は昭和十二年三月東京帝大を卒業し直ちに大蔵省に奉職しました。

昭和十五年七月、星野直樹氏が企画院總裁に就任すると私は總裁秘書官を命ぜられ、翌十六年四月、同氏が企画院總裁を辞任する迄その最も側近に勤務し、其の後大蔵省に復歸し現在は主計局に勤務して居ります。私は秘書官を辞任して後も星野氏の依頼を受けて殆んど同氏の私宅に起居し、同氏の身邊雜事の處理、壽演、座談會の資料集め原稿の整理等に當り、昭和十六年十月同氏が書記官長に就任して後は總理大臣秘書官稻田耕作氏及長濱邦雄氏にこれら之事務を引継ぎました。

以下私は星野氏が昭和十六年四月近衛内閣の企画院總裁辞任後、同年十月東條内閣の書記官長就任迄の間の動靜について直接熟知して居る事を申述べます。

星野氏は企画院總裁辭職後は専ら讀書と運動と地方旅行を事として居りました。其の頃最も多く往來した人としては同氏の學生時代からの親友である石渡莊太郎氏、入間野武雄氏、小畠忠良氏が雑談や娛樂の相手として、また河合良成氏、竹内徳治氏、書家の井出宣通氏等がテニス仲間として見えてゐただけで、所謂政客の往來連絡等は全然なく文字通りの「浪人生活」でありました。

東條氏には辭職直後陸相官邸へ退任の挨拶に立寄つただけで、その後東條氏を訪問したことは一度もなく、また出先で顔を合せたり電話で話したことも全然ありませんでした。

東條氏を訪問したことは一度もなく、また出先で顔を合せたり電話で話したことも全然ありませんでした。

地方旅行については同氏は企畫院總裁辭任の當時「自分は永く滿洲國に行つてゐたので今後は國內各方面の實情をもつとよく見て廻る必要がある」との所感をもらしてゐた位で、十六年四月の關西旅行を始めとして、北陸旅行、天の橋立、福知山方面への旅行、四國及岡山への旅行、北海道旅行、東北旅行、神戸、名古屋、京都への旅行等の相當永い旅行の間に、大島、郡馬縣等への小旅行が屢々あり、殆んど東京の自宅に落着いてゐる暇もない有様でした。旅行には最初の關西旅行は私が同行しましたが、他は概ね同氏の令嬢その他の家族が同伴しました。

十月には、東洋經濟新報社の主催する座談會に出席する爲神戸、京都、名古屋方面に旅行して、十五日に歸京し、更に同月十九日からは、北九州、朝鮮方面に出かける豫定があり、途中迄同行を約束してゐた伊達宗彰氏(當時大藏省に在職)とは既に出发の日時等の打合せを済ませてあります。その間僅か數日の在京期間を利用して十月十七日には同氏の媒酌することになつてゐた二人づれを招待し、家族と共に歌舞技座に観劇に降下」の旨の新聞號外を見て星野氏は初めてその事實を知つたのであります。

而して同氏は「東條氏も御苦勞だな」と言つたさりでその晩一同と観劇を續けて居つた所、午後八時前に思ひ掛けなく「ラウドスピーカー」で呼出され、東條氏の許へ赴くことになつたのであります。その爲に十九日からの旅行の約束はその後あわてて取消しを餘儀なくせられました。

昭和二十二年（一九四七年）九月十三日 於東京

供述者 村上

一一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人松田

令
輔

昭和二十二年（一九四七年）九月十三日 於東京

供述者 村上

一一

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人松田

令

輔

Def, Doc, #2598

宣

誓

書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

誓フ

署名捺印
村

上

一